

# 部活動に係る活動方針

京都府立西舞鶴高等学校

## 1 目的

部活動は、学校教育活動の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらすことを目的とする。

また、同好の生徒の自主性・主体性を重んじて行うことで、生徒が互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成に資するとともに、体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎とする。

## 2 設置部活動 【体育系 13 文化系 13 計 26】

〔体育系〕陸上競技部、サッカー部、ソフトボール部、野球部、ソフトテニス部、バドミントン部、バスケットボール部、バレーボール部、卓球部、柔道部、剣道部、水泳部、テニス部

〔文化系〕吹奏楽部、美術部、書道部、写真部、演劇部、放送部、パソコン部、料理部、

囲碁・将棋部、ボランティア部、自然科学部、WES部※、茶道部

※WES部：World English Speakers club

## 3 入退部

(1) 部活動は放課後に行う教科外の特別活動であり、入部は生徒の主体性に基づき該当部顧問の了承を得た上で登録し活動するものとする。

(2) 退部については所定の手続きを経て、保護者・部顧問・ホームルーム担任・生徒指導部の了承を必要とする。

## 4 活動計画

(1) 「年間活動計画」については、年度当初に作成し、校長の承認を得ること。

(2) 「月間活動計画」については、毎月作成し、校長の承認を得ること。

(3) 早朝練習や土曜日・日曜日の練習試合等を、学業との両立に支障のないように計画すること。

(4) 長期休業中、課外が午前中にある日は、部活動を午後に行うことを基本に計画すること。

(5) 活動予定を早い段階で生徒や保護者に伝え見通しを持たせるために、活動計画(年間・月間)は生徒や保護者に対して書面等で事前に示し、可能な限りホームページ等にも掲載すること。

## 5 活動時間等

(1) 長くとも平日は3時間程度(朝練習を含む。)、土・日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とする。なお、長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる。

(2) 午後7時に完全下校ができるように部活動等を終了すること。

(3) 定期考査の一週間前から原則部活動を停止する。公式戦等公式行事を間近に控えている場合は、所定の届け出を行い、許可を得たうえで活動すること。

## 6 休養日

(1) 原則として週に1日の休養日を設けること。

(2) 月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定することが望ましい。

(3) 大会や大会前の練習、合宿等、1週間の中で決められた休養日の設定が困難な場合は、概ね1ヶ月単位で代わりとなる休養日を設定すること。

## 7 部の新設・廃部

(1) 部活動の廃止及び名称の変更は、生徒評議会の承認を得た後、生徒総会で報告すること。

(2) 会員は新しく部活動を組織しようと思う時、10名以上の連名で生徒会本部まで届け出て生徒総会の承認を経てこれを組織することができる。

## 8 その他

(1) 学業との両立ができるように部活動(練習試合含む)の時間設定には十分考慮する。

(2) 土曜日、日曜日の公式戦等の公式行事と模擬試験受験の日程とが重なる場合には、届け出を提出したうえで学校設定の別日程で受験すること。

平成30年7月20日策定

令和4年4月20日改訂